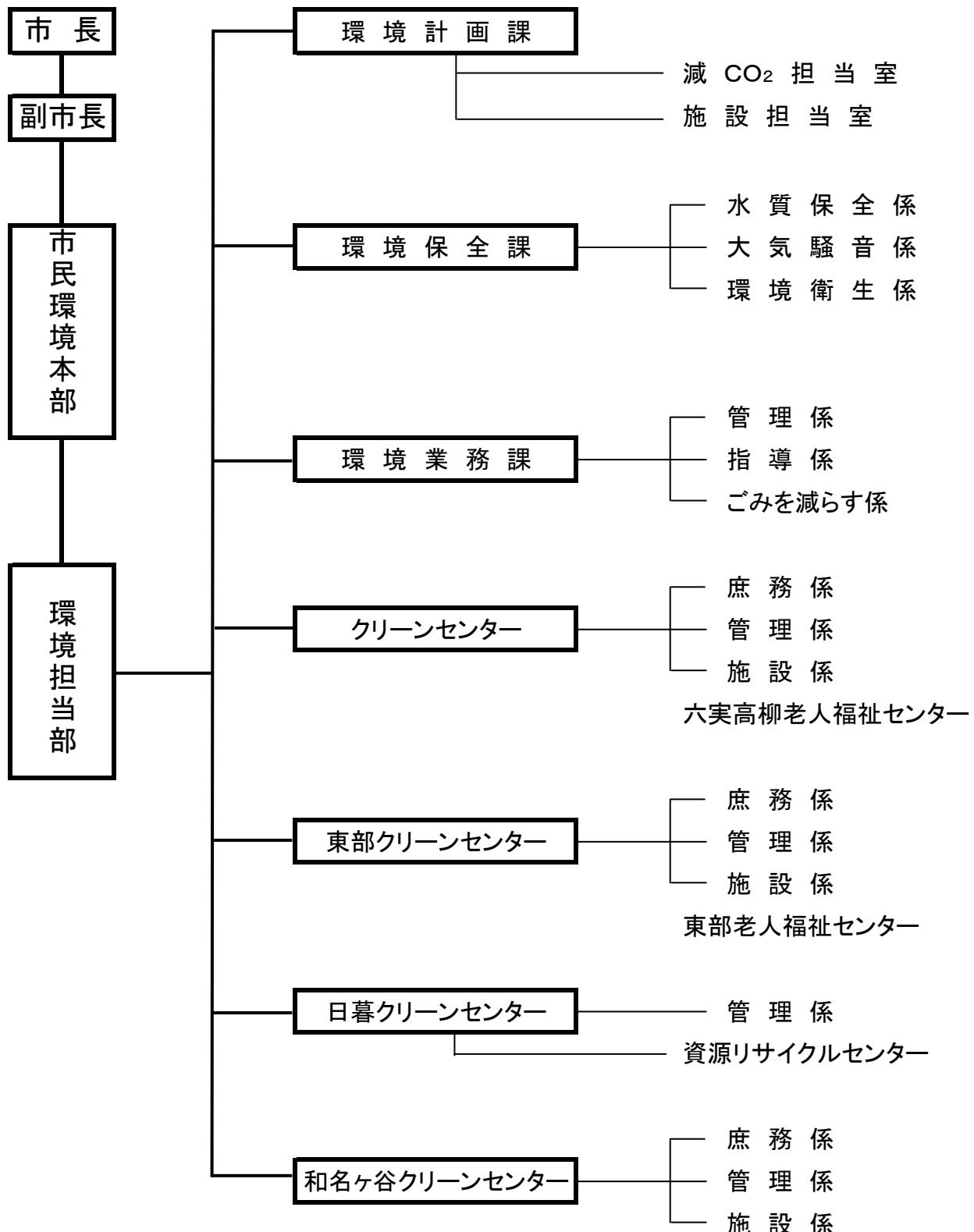


II 機構

1. 組織 (平成 23年 4月 1日現在)



2. 環境担当部職員配置状況(平成23年4月1日,事務分担発令後)

・環境担当部長

1

・環境担当部 技監

3 (兼所長 2 兼課長 1)

【総数183名】

課名	課長	専門監	補佐	主幹	係名	係長相当職	主任主事	主任技師	主事・技師	主事補	技師補等	再任用職員	小計	合計
環境計画課	1	2	5			2			1				3	21
	減CO ₂ 担当室							3	1		1		5	
	室長 兼1 兼2													
	施設担当室								2			2	4	
室長 兼1 兼1 1				六和クリーンセンター	兼1								兼1	
環境保全課	1	3	1	1	水質保全係	兼1	1	2					3	29
					大気騒音係	兼1			3		1		4	
					環境衛生係	3	1	兼1	9			4	17	
環境業務課	1	1	4	4	管理係	兼1			1				1	36
					指導係	2			13	1		5	21	
					ごみを減らす係	兼1	1				2		4	
クリーンセンター (直営・委託)	所長 1	2	1	1	庶務係	兼1			3	1			4	35
					管理係	2			18			2	22	
					施設係	1		兼1	1				2	
	六実高柳老人福祉センター				兼1				1			2	3	
東部 クリーンセンター (委託)	所長 1	1	2	2	庶務係	兼1	1		1				2	16
					管理係	1			1				2	
					施設係	1	1					6	8	
	東部老人福祉センター				兼1								兼1	
日暮 クリーンセンター (委託)	所長 1		3	1	管理係	兼1			4			2	6	18
	資源リサイクルセンター	所長 1	1	1					1			3	4	
和名ヶ谷 クリーンセンター (委託)	所長 1	2	兼1	2	庶務係	2			2			4	8	27
					管理係	2			10			1	13	
					施設係	2	1						3	
合計	7	5	20	11		20	7	75	2	2	33	139	182	

3. 部課の経緯

期 間	部 名	課 名	備 考
昭和38年4月 から 昭和40年3月	経済民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和40年4月 から 昭和41年3月	民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和41年4月 から 昭和43年3月	民生部	清掃事務所	
昭和43年4月 から 昭和44年3月	環境衛生部	環境衛生課 清掃管理課 清掃事務所	
昭和44年4月 から 昭和47年3月	衛生部	清掃第1課 清掃第2課	
昭和47年4月 から 昭和48年9月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 公害対策課	機構改革により公害対策課が市民部 から環境部へ 昭和48年公害対策課が公害課と名 称変更
昭和48年10月 から 昭和52年3月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	清掃工場・衛生処理場が環境施設課 から独立 公害研究所を新設
昭和52年4月 から 昭和52年9月	環境部	管理課 環境第1課 環境第2課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境指導課のごみ収集関係をもって 環境第1課 " し尿収集関係と管理 課の一部をもって環境第2課となる
昭和52年10月 から 昭和55年7月	環境部	管理課 環境第1課 環境第2課 環境施設第1課 環境施設第2課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境施設課を第二清掃工場 建設関係の施設第1課と衛生処理場 建設関係の同2課に分離
昭和55年7月 から 昭和56年9月	環境部	管理課 環境第1課 環境第2課 環境施設第1課 環境施設第2課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター	清掃工場が六和クリーンセンターに 名称変更 クリーンセンター・東部クリーンセ ンターを新設

期 間	部 名	課 名	備 考
		衛生処理場 公害課 公害研究所	
昭和56年10月 から 昭和58年9月	環境部	管理課 環境第1課 環境第2課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 公害課 公害研究所	環境施設関係2課を施設課として統合 衛生処理場が下水道部となる
昭和58年10月 から 昭和63年3月	清掃部	管理課 清掃第1課 清掃第2課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター	環境部が清掃部と環境保全部に分離 公害課 公害研究所 生活環境課(管理課・旧 環境2課の業務の一部)
昭和63年4月 から 平成2年3月	清掃部	管理課 清掃第1課 清掃第2課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	清掃第1課から資源リサイクルセンターを、施設課から最終処分場を、六和クリーンセンターから圧縮部門をそれぞれ分離し、日暮クリーンセンターを設置
平成2年4月 から 平成6年3月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃第1課 清掃第2課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	ごみ減量の啓発普及のためごみを減らす課を設置
平成6年4月 から 平成7年9月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃業務課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室	清掃第1課と清掃第2課を統合し清掃業務課とする 和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室を施設課から独立させ設置
平成7年10月	清掃部	和名ヶ谷クリーンセンター	和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室を廃止 和名ヶ谷クリーンセンターを設置
平成8年4月 から 平成11年3月	清掃部	清掃管理課 清掃施設課 清掃業務課 六和クリーンセンター クリーンセンター	管理課とごみを減らす課を統合し清掃管理課を設置 施設課が清掃施設課に名称変更

期 間	部 名	課 名	備 考
		東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	和名ヶ谷クリーンセンターに施設係を設置
平成 11 年 4 月 から 平成 12 年 3 月	環境部	計画課 保全課 業務課 施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	清掃部と環境保全部を統合し環境部を設置 清掃管理課と環境管理課を統合し計画課、環境管理課と環境保全課を統合し保全課、清掃施設課と六和クリーンセンターを統合し施設課を設置 清掃業務課が業務課に名称変更
平成 12 年 4 月 から 平成 15 年 3 月	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 環境施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	機構改革により本部制をとり環境担当部を設置 計画課、保全課、業務課、施設課をそれぞれ環境計画課、環境保全課、環境業務課、環境施設課に名称変更
平成 15 年 4 月 から	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	ごみを減らす係が環境計画課から環境業務課へ移管 環境施設課が廃止 環境計画課内に施設担当室を新設
平成 20 年 4 月 から	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	環境計画課内に減 CO ₂ 担当室を新設

4. 各課・センターの業務

(平成 23 年度)

課 名	係 名	事務事業内容
環境計画課		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の基本計画の作成並びに廃棄物処理事業の推進、進捗管理及び総合調整に関すること。 ・廃棄物処理に関する地元対策並びに連絡協議会の運営及び調整に関すること。 ・一般廃棄物処理業者の許可及び指導監督に関すること。 ・産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。 ・家庭系燃やせるごみの認定袋制度に関すること。 ・担当部内の連絡調整及び庶務に関すること。 ・江戸川クリーン大作戦に関すること。 ・課の庶務に関すること。
	減 CO ₂ 担当室	<ul style="list-style-type: none"> ・環境計画及び地球温暖化対策地域推進計画の企画並びに環境事業の推進、進捗管理及び総合調整に関すること。 ・環境審議会に関すること。 ・公害防止計画に関すること。 ・公用車両(電気自動車)の運用及び管理に関すること。

	施設担当室	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業に係る国・県の補助金に関すること。 ・廃棄物処理施設の整備計画に関すること。 ・廃棄物処理施設の建設に関すること。 ・廃棄物処理施設用地の確保及び登記に関すること。 ・最終処分場（日暮最終処分場を除く。）の維持管理に関すること。 ・一般廃棄物の最終処分に関すること。 ・クリーンセンター、東部クリーンセンター、日暮クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターとの連絡に関すること。 ・六和クリーンセンターに関すること。
環境保全課	水質保全係	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁、地盤沈下及び土壤汚染の調査及び監視に関すること。 ・水質汚濁、地盤沈下及び土壤汚染の規制及び指導に関すること。 ・水質汚濁及び地盤沈下に係る特定施設等の届出に関すること。 ・土壤汚染に係る調査結果等の届出に関すること。 ・汚染土壤処理業の許可に関すること。 ・汚染土壤処理業の許可等に係る手数料の徴収金に関すること。 ・合併処理浄化槽の促進に関すること。 ・水質保全に係る公害相談に関すること。 ・公害防止管理者に関すること。 ・課の庶務に関すること。
	大気騒音係	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、悪臭、騒音及び振動の調査及び監視に関すること。 ・大気汚染、悪臭、騒音及び振動の規制及び指導に関すること。 ・大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る特定施設等の届出に関すること。 ・大気保全、騒音及び振動に係る公害相談に関すること。
	環境衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する市民、地区環境組織等の育成に関すること。 ・あき地の雑草等の除去指導に関すること。 ・動物の飼養管理の指導に関すること。 ・犬の登録及び狂犬病予防に関すること。 ・犬の登録、狂犬病予防注射済票交付手数料等の徴収金に関すること。 ・ねずみ、衛生害虫等の駆除に関すること。
環境業務課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集運搬業務に関すること。 ・し尿の収集委託業者の指導監督に関すること。 ・し尿処理の申請及び届出に関すること。 ・し尿処理手数料の賦課徴収に関すること。 ・公衆便所の設置及び維持管理に関すること。 ・浄化槽清掃業者の許可及び指導に関すること。 ・課の庶務に関すること。
	指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集運搬業務に関すること。 ・ごみ処理に係る市民指導に関すること。 ・ごみの収集委託業者の指導監督に関すること。 ・ごみ（事業系一般廃棄物を含む。）の不法投棄に関すること。 ・粗大ごみ及び動物死体処理手数料の徴収に関すること。
	ごみを減らす係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ（事業系一般廃棄物を含む。）の減量及び資源化の促進及び啓発に関すること。 ・リサイクル活動奨励金等に関すること。 ・事業系一般廃棄物の適正処理に関すること。 ・廃棄物減量等推進員に関すること。

クリーンセンター	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の運転・維持管理及び保守点検に関すること。 ・ごみ処理施設の整備改良の設計及び施工に関すること。 ・ごみ処理施設の検査に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内体育施設等の管理運営に関すること。 ・六実高柳老人福祉センターに関すること。
東部クリーンセンター	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの財産管理に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・し尿処理施設の水質及び汚泥の検査に関すること。 ・し尿処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・東部スポーツパークの管理運営に関すること。 ・東部老人福祉センターに関すること。
日暮クリーンセンター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・日暮クリーンセンター（以下この目において「センター」という。）の財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・資源ごみの売払いに関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センター内の機器の保守点検・補修に関すること。 ・日暮最終処分場に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	資源リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・リサイクルセンター内の機器の保守点検・補修に関すること。
和名ヶ谷クリーンセンター	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・ごみ処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。 ・ごみ処理施設の検査に関すること。 ・発電設備に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・和名ヶ谷スポーツセンターの管理運営に関すること。